

## 大阪大学核物理研究センターにおける研究データの保存等に関するガイドライン

このガイドラインは、大阪大学における公正な研究活動の推進に関する規程第3条第4項の規定に基づき、核物理研究センター(以下「本センター」という。)の研究者等が本センターにおける研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間及び管理方法等についての基準を定めるものである。

### 第1 大学ガイドラインとの関係

1 本センターの研究者等(以下「研究者等」という。)が本センターにおける研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間及び管理方法等については、大阪大学における研究データの保存等に関するガイドライン(以下「大学ガイドライン」という)に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

### 第2 基本的な考え方

- 1 公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなるデータ等は、公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、本センターで研究活動を行う研究者等に課せられた責務である。
- 2 本センターの研究者等が論文等の形で発表した成果に対し、後日研究不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者等自らがその疑念を晴らすことができるよう、研究に関わる資料等を適切に保存することは、共同研究者、資金配分機関、本センター及び社会に対する責任である。
- 3 以上のことを踏まえ、研究データの保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負うものとし、発表した論文等に使用した研究データの保存に関しては、当該論文等の責任著者(**corresponding author**)が責任を負うものとする。

### 第3 研究データの保存

- 1 研究者等は、研究活動において、その過程を研究ノートなどの形で適切に記録に残すものとする。
- 2 研究者等は、本センターにおける研究活動により自らが作成又は取得した研究データについて、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。
- 3 センター長は、責任著者(**corresponding author**)等が研究データのバックアップを取って保管するための環境整備に努めるものとし、管理責任者として研究データの所在を把握するものとする。

### 第4 保存期間

- 1 研究データの保存期間は大学ガイドラインに従うこととする。
- 2 ファイルサイズが大きく保管が困難な数値データは、大学ガイドライン第4条第1項第1号のただし書きを適用し、保存期間を成果発表後5年間とすることができる。
- 3 実験室内に長期保管することが適切でない、もしくは困難である実験装置は、大学ガイドライン第4条第1項第1号のただし書きを適用し、保存を要しない。ただし、装置を記録した実験ノートや図面な

ど、測定の正当性を説明することができるような資料を保存しなければならない。保存期間は成果発表後5年間とする。

- 4 放射性同位元素等(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律167号))(下限数量以下の物を含む)は、大学ガイドライン第4条第1項第2号のただし書きを適用し、保管を要しない。
- 5 研究成果発表に至らないと研究者等が判断する研究記録の保存期間は、当該研究者等が必要とする期間とする。

## 第5 保存方法

- 1 責任著者(**corresponding author**)は、当該論文等に使用した研究データについて、後日検証の必要が生じた際に利用/参照が可能となるような方法で保存するものとする。
- 2 研究ノートは原則として本センター内に保存しなければならない。正本を保存できない場合は写しでもよい。やむを得ず本センター外に保存する場合には、保存場所とそこでの管理責任者を把握するものとする。
- 3 研究データを電子的に保存する場合は原則としてバックアップをとることとする。但し、ファイルサイズの大きいデータでバックアップをとることが現実的に困難な場合はこの限りではない。
- 4 研究データを電子的に保存する場合は、データは後日の利用/参照を可能にするために必要なデータ構造等の付随情報も合わせて保存するものとする。
- 5 3以外のデータの保存方法は学術会議回答「科学研究における健全性の向上について」の2-(2)-⑤研究資料等の保存に関するガイドラインに従うものとする。

## 第6 異動又は退職時の取扱い

- 1 研究者等が異動又は退職により転出する場合は、自身が保有する研究データの所在を管理責任者もしくは管理責任者の指名する者に届け出るものとする。

## 第7教育

- 1 センター長は、研究者等に対して研究データの保存の在り方及びその重要性について、指導・教育を行うものとする。

## 第8 適用

- 1 このガイドラインは、平成28年5月10日から施行し、同日以降に発表した研究成果等に関する研究データについて適用する。
- 2 研究者等は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第4に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。